

【 細 則 】

- 第1条 目 的
この細則は、和歌山県ソフトボール協会規約第22条に基づき、運営に必要な事項を定める。
- 第2条 登 録
会員は、次の各号に該当し本会に登録しなければならない。また、各支部へ登録済みか、若しくは支部推薦されたチームで、常務理事の過半数の承認を得たチーム。
- (1) 職域チーム
県内の官庁、会社、工場、商店など同一職場に勤務する者のみによって構成したチーム
 - (2) 地域、クラブ、エルダー、レディース、壮年、実年、シニア、ハイシニアの各チーム、同一地域(市町村)に居住もしくは複数の地域で編成されたチーム
 - (3) 教員チーム
県内に勤務する教員のみによって編成したチーム
 - (4) 大学チーム
同一大学に在学する学生のみによって編成したチーム
 - (5) 高校チーム
同一高校に在学する生徒のみによって編成したチーム
 - (6) 中学チーム
同一中学に在学する生徒のみによって編成したチーム
(ただし、学校長の許可を得た場合には、複数の中学でチームを編成することも可能である)
 - (7) 少年・少女チーム
同一地域(市町村)に居住若しくは複数地域で編成された保護者の同意がなされたチーム
 - (8) その他、本会の趣旨に賛同する者で編成されたチーム
- 第3条 登録は、毎年2月末日までに、「本協会の定める登録用紙」により行うものとする。
- 第4条 会員はその登録事項に異動が生じた時は、直ちに本協会に届けなければならない。
- 第5条 本会の会員は、負担金として総会で定まる額を4月30日までに納入するものとする。
- 第6条 本会の事務局は、事務担当者の自宅に置く。
- 第7条 理事長は、次に掲げる事項について事務局長に委任することが出来る。
- (1) 平常の会務事務及び公金に係る事務処理
 - (2) 理事長から指示された事項
 - (3) 予め指示された事項及び緊急を要する事項の専決
 - (4) 平常の簡易事項の専決
- 第8条 理事長の専決事項
後援事業について、理事長が専決することが出来る。
ただし、後日理事会に報告をしなければならない。
- 第9条 本会に次の専門委員会を設ける事が出来、運営に必要な部を別途内規により設置する。
- (1) 総務委員会 (2) 審判委員会 (3) 記録委員会 (4) 技術委員会
- 第10条 本細則の運営に必要な細則は、「内規」に定める。

[附 則]

この細則は、昭和23年4月1日から施行する

この細則は、昭和36年3月19日から施行する(一部改訂)

この細則は、昭和43年3月24日から施行する(一部改訂)

この細則は、平成元年2月5日から施行する (一部改訂)

この細則は、平成12年5月21日から施行する(一部改訂)

この細則は、平成21年1月18日から施行する(一部改訂)

この細則は、令和2年4月1日から施行する(一部改訂)